

令和2年10月8日

茨木市議会議長 友 次 通 憲 様

茨木市議会基本条例検証会議

座長	河 本 光 宏
副座長	岩 本 守 毅
	浜 守 剛
	畑 中 剛
	福 丸 孝 之
	青 木 順 子
	安孫子 浩 子
	滝ノ上 万 記

茨木市議会基本条例検証過程で抽出した課題の検討について

茨木市議会基本条例第20条及び平成30年10月22日幹事長会決定「議会基本条例検証会議の設置及び運営について」に基づき設置された議会基本条例検証会議において、条例の検証を行い、検証結果を令和2年1月29日に報告した。

条例の検証過程において抽出した課題については、検証結果報告後に検討を重ね、今後の取り組みとして、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1 検証過程で抽出した課題に対する取り組みの協議経過 | 〔別紙1〕 |
| 2 課題に対する具体策（今期検討と次期検討） | 〔別紙2〕 |
| 3 今後の進め方に関する意見 | 〔別紙3〕 |
| 4 関係条例改正の提案 | 〔別紙4〕 |

以上

検証過程で抽出した課題に対する取り組みの協議経過

茨木市議会は、議会基本条例を策定し、平成25年1月31日に施行した。本条例第20条には、「継続的な検討」を定め、「議会は、常にこの条例の運用状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。」としている。

この条文に定めるところにより、検証会議では、茨木市議会基本条例の検証を行った。検証に当たっては、条文に沿った取組実績（平成25年1月31日～平成31年3月31日）を整理し、各条文の目的を達成しているかどうかをできるだけ客観的に評価する過程で、課題の抽出も行い、判定を行った。

抽出した課題については、条文の目的達成に向けて、できるだけ具体化し、具体策を協議した。共通認識された具体策については、内容の検討時期（今期・次期）を示し、今期に検討するとした項目については、今期の取組目標も示した。

なお、課題を具体化する段階、具体策の共通認識及びその内容の検討時期を確認する段階、今期に検討する具体策の取り組み目標を示す段階で、会派や会派に所属しない議員へ説明し、意見を求めた。

1. 検証会議の経緯

年月日	項目	主たる内容	出席者
令和2年 4月17日	検証会議 ※1 (第13回)	検証を行う際に抽出した課題と具体策について、認識の共通性を確認し、具体策の内容の検討時期について協議した。	会議委員 ※2
令和2年 5月20日	検証会議 (第14回)	共通認識の具体策について、検討時期を確認するとともに、幹事長会での検討が適する項目も選定した。	会議委員 ※2
令和2年 7月7日	検証会議 (第15回)	具体策の共通性、検討時期、幹事長会での検討項目に関する資料を、会派及び会派に所属しない議員に説明し、寄せられた意見を確認した。 幹事長会での検討項目をまとめ、議長に提出することとした。 今期検討の具体策について、表現や取り組む内容について協議した。	会議委員 ※2

年月日	項目	主たる内容	出席者
令和2年 8月4日	検証会議 (第16回)	今期検討の具体策について、取組目標を協議した。 次期検討の具体策について、表現や取り組む内容について協議した。	会議委員 ※2
令和2年 8月12日	検証会議 (第17回)	議会基本条例検証過程で抽出した課題の検討について、協議経過、課題に対する具体策（今期検討と次期検討）、今後の進め方に関する意見にまとめ、報告書（案）として協議した。	会議委員 ※2
令和2年 10月6日	検証会議 (第18回)	議会基本条例検証過程で抽出した課題の具体策の協議報告（案）について、会派及び会派に所属しない議員からの意見を確認し、協議した。 その結果、本報告書がまとめられたことから、議長に提出することを合意した。	会議委員 ※3

※1 検証会議：茨木市議会基本条例検証会議

※2 会議委員：河本光宏（座長）、岩本 守（副座長）、浜守 毅、畑中 剛、
福丸孝之、青木順子、安孫子浩子

※3 会議委員：河本光宏（座長）、岩本 守（副座長）、浜守 毅、畑中 剛、
福丸孝之、青木順子、安孫子浩子、滝ノ上万記

茨木市議会基本条例検証過程で抽出した課題に対する具体策

条文	課題	具体策	
		今期検討	次期検討
(目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動原則、議会運営のあり方等を定めることにより、議会の活性化を図り、市民に分かりやすい開かれた議会を実現し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。			○「議会の活性化」を条文ごとに具体的に検討する。
(議会の活動原則) 第2条 議会は、市民の代表機関として、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。 (1) 公正性及び透明性を重んじ、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。 (2) 市民の意見を的確に把握するため、市民参加の機会の拡充に努めること。 (3) 分かりやすい視点と方法で議会運営に努めること。 (4) 活発な議員間討議を経ることにより、政策立案及び政策提言の強化に努めること。 (5) 意思決定機関として、議決責任を深く認識すること。 (6) 市政運営が適正に行われているかを監視及び評価すること。	○開かれた議会を目指すための市民参加の機会をどのようにつくっていくか、さらに検討が必要である。 ○議員発の政策提言や条例の制定に努める必要がある。 ○議会改革検討体制を常態化させ、継続した取り組みが必要である。 ○大学等の連携や協働が、さらに具体的に見えるように努める必要がある。	○インターネット中継の拡大を検討する。 〔今期の目標〕 委員会のインターネット中継について、検討すべき項目を整理する。	○インターネット中継の拡大を検討する。 ○市民参加の機会として、SNSやアプリの活用も検討する。

条文	課題	具体策	
		今期検討	次期検討
(議員の活動原則) 第3条 議員は、市民の代表者として倫理性と責任を自覚し、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。 (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由闊達な討議を通じて合意形成に努めること。 (2) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。 (3) 市民の意見を的確に把握し、議会活動に反映させること。 (4) 日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めること。		○政務活動費の内規を定期的に確認する。 〔今期の目標〕 確認頻度と組織を提案する。	
(会派) 第4条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。			○特別委員会等、会派に所属しない議員の活動の充実を検討する。
(市民に対する説明責任) 第5条 議会は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、市民に対して説明責任を有する。 2 前項の責任を果たすため、議会報告会を開催するものとする。	○議会報告会のあり方について、さらに検討が必要である。		○説明責任のあり方について、SNSの活用を含め、検討する。

条文	課題	具体策	
		今期検討	次期検討
(議会広報の充実) 第6条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、分かりやすい周知を行い、より多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう努めるものとする。	○わかりやすい周知のための工夫がさらに必要である。		○広報手段として、SNSやアプリの活用も検討する。
(市長等との関係) 第7条 議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張と話(わ)のある関係を構築するものとする。		○重要案件等については、議会の開催にかかわらず、市（理事者）に詳細な報告を求める。 〔今期の目標〕 報告を求めたことを記録する。	
(確認機会の付与) 第8条 議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長は、審議又は審査の充実を図るため、論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等及びその補助職員に対し、議員及び委員の発言趣旨に対する確認の機会を付与することができる。			○議員発議案について、討議（反問権）の必要性を検討する。
(一問一答方式) 第9条 議会の会議における質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。			○インターネット中継と関連し、円滑な質疑応答等の課題について検討する。
(議員間討議) 第12条 議会は、その機能を最大限に発揮するため、委員会等において、多様な意見の反映及び合意形成に努めるよう議員間討議の時間を設けるものとする。	○議員間討議のさらなる見直しが必要である。		○議員間討議のあり方について、広く検討する。

条文	課題	具体策	
		今期検討	次期検討
(常任委員会の活動) 第13条 常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。 2 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、閉会中も所管事務調査の積極的な活用により、政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。 3 委員長は、公正で効率的な委員会運営に努めるものとする。	○常任委員会の機能が十分に発揮されるように取り組む必要がある。	○常任委員会において継続した議論を行うため、常任委員会任期の2年制などを検討する。 〔今期の目標〕 常任委員会任期が2年となるよう茨木市議会委員会条例の改正を提案する。	○事務調査や議員間討議の充実を検討する。
(議案等の調査及び研究) 第14条 議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、議会の意思決定に反映するよう努めるものとする。	○学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用できるよう検討する必要がある。		○委員会において、閉会中も含めた活用を検討する。
(議会図書室の充実) 第16条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。	○図書の管理、運営の方法をさらに検討する必要があると考える。	○図書、資料等の選定の仕組みを検討する。 ○図書室の運営・充実について、議員の関わり方を検討する。 〔今期の目標〕 取組項目を整理し、検討する組織や機能について提案する。	○取組項目の検討、先進事例の調査、専門家やタブレット端末の活用により、充実を図る。

条文	課題	具体策	
		今期検討	次期検討
(議会事務局の調査・法務機能の充実) 第17条 議会は、議員の立案能力等の向上を図るとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。	○議会としての政策立案に向けて、さらに充実を図っていく必要がある。		○議会（議員）による政策立案、政策提言を補佐するため、議会事務局の政策法務能力の向上並びに体制の充実強化を図る。
(予算の確保) 第18条 議会は、その機能を充実させるとともに、より円滑な議会運営を実現するため、社会情勢を踏まえた上で、必要な予算の確保に努めるものとする。		○積極的な予算提案や予算確保の手順を検討する。 〔今期の目標〕 予算提案や予算確保の手順を提案する。	
(最高規範性) 第19条 この条例は議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例との整合性を図るものとする。 2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後速やかにこの条例の研修を行うものとする。		○条例の理念を浸透（再認識）させるために、研修のあり方を検討する。 〔今期の目標〕 研修内容を精査し、専門家等の活用を検討する。	

条文	課題	具体策	
		今期検討	次期検討
(継続的な検討) 第20条 議会は、常にこの条例の運用状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。		○条例を検証し、適切な措置を講ずる。 〔今期の目標〕 取組実績や課題から条例を評価・判定し、必要に応じて、条例の規定の改正を提案する。	

今後の進め方に関する意見

茨木市議会基本条例検証会議では、検証にあたり、抽出した課題を、さらに具体化し、具体策の検討を行ってきた。また、検証や課題検討過程での調査等で得られた参考事例も今後の参考とする。

そこで、今後の進め方として、以下の意見を付す。

1. 抽出した課題に対する具体策について、今期検討の具体策については、目標に沿って検討を進めること。
2. 次期検討の具体策については、次期に、取り組む組織を明確にし、目標を定めて検討すること。
3. 課題の具体策において、関係条例の改正が必要と提案したことについては、適切に措置すること。（提案内容は別紙4）
4. 茨木市議会基本条例検証過程で抽出した課題の検討についての本報告については、公表すること。

関係条例改正の提案

条文	課題	具体策の提案
〔茨木市議会議会基本条例〕 (常任委員会の活動) 第13条 常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。 2 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、閉会中も所管事務調査の積極的な活用により、政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。 3 委員長は、公正で効率的な委員会運営に努めるものとする。	○常任委員会の機能が十分に発揮されるように取り組む必要がある。	常任委員会において継続した議論を行うため、常任委員会任期を2年にすることとし、茨木市議会委員会条例を以下のように改正（下線部）することを提案する。 〔茨木市議会委員会条例〕 (常任委員及び議会運営委員の任期) 第4条 常任委員の任期は<u>2年</u>とし、議会運営委員の任期は1年とする。ただし、後任委員が選任されるまで在任する。